

この最終案は、一月二八日開催の第一三回売薬営業整備委員会で審議され可決決定をみ、ここに正式にスタートを切る事となった。

4 新会社設立準備

新会社の明けて一九四三年（昭和一八）一月、新年早々から新会社設立に向けての動きが活発化した。整備委員会の設立決定は、一月二八日の委員会の決定を受けて、県内各地区の業者に対して新生産企業体設立についての業者総会を一〇単位に分けて開催した。一月六日には高市郡西部地区、一月一〇日には南葛城郡西部、一月一日には磯城郡北部、一月二日には高市郡北部、一月五日には高市郡東部、一月六日には北葛城郡、一月八日には吉野宇智郡、一月九日には南葛城郡東部と全部で八か所を対象に配置売薬について開催し、ほかに一月八日には輸移出売薬、一月二〇日には本舗売薬を対象に業者総会を開催し、整備計画の徹底につとめた。そのうち、二月一四日午後一時から大和売薬工業組合事務所、新会社設立発起人代表者会議が開催され会社設立について、南方進出計画が審議された。

この会議で審議された南方進出計画は、売薬営業整備によって発生する遊休施設を移駐し現地の原料や資材で売薬を調整し、共栄圏内の民需に応えようというものであった。具体的にはフィリピンのマニラ市、昭南島（現シンガポール）、ジャワ島（インドネシア）のバタビヤ市（現ルタ市）に一社ずつ資本金一〇〇万円の会社を設立しようというものであった。しかし、実現することはないままに終わったのである。

いっぽう、新企業体設立に向けては一九四二年（昭和一七）一二月の末に新会社設立発起人を定め、翌年三月には「会社発起人代表者連合会会則」（四月一日から実施）が定められ、会長一人、副会長一人、幹事八人をもって新会社設立に向けての推進母体となしたのである。

この会の主な業務は、新会社設立にともなう、定款の作成、株主または社員であるものの決定、資本金の決定、補償金または共助金についての事項の決定、株式または出資口数の割当基準と割当大要の決定、処方整理と生産計画の樹立、生産施設や使用工場についての事項の決定、社会従業員についての具体的措置の決定、そのほか会社設立に必要な事項の決定などきわめて重要な作業であった。

先の第一三回売薬営業整備委員会（昭和一七年二月二八日開催）で審議決定をみた一〇企業への統合計画は、大阪や東京で実施された中核企業への統合という方式ではなくて、配置売薬については県内を八ブロックにわけ、それぞれに本社工場を設け、そのもとに複数の分工場を置くという形態がとられた。なお、本舗売薬、輪移出売薬については県内に一社ずつ設ける方法が採用され、なかでも輪移出売薬の整備については株式会社協和製薬会社に吸収することとなり、本県において企業整備第一号となった。

売薬整備委員会ではこのため県内の売薬業者はすべてひとしく廃業することと決めており一九四四年（昭和一九）三月三十一日付をもって全企業が廃業届を提出することになる。

統 制 指 令 の 一九四三年（昭和一八）六月に入って出された本県内政部長通牒（昭和一八年六月一八日付建第一二二六号）によれば、統制医薬品や統制品資材に対しては企業整備により設立された新会社にのみ配給する旨の指令であった。そのため組合は昭和一八年度から統制原料薬品、資材に対しては、組合員の個別企業に対し配給できなくなった。この

ことは、県内においても新企業体を急いで設立しなくてはならないという情勢に追い込むこととなったのであった。

同年六月二五日に開催された大和売薬工業組合の理事会では、去る五月二八日に開催された工業組合の総代会で決議された議案のうち、とくに「物品税報国会規約」の制定及び「組合証紙の発行」が承認決議された。この物品税報国会は「工業組合員にあってかつ葛城税務署管内に在住する物品納税義務者をもって」組織されていた。また、組合証紙の発行については「大和売薬工業組合証紙調製請負規程」を作成することによってなされ、証紙の種類は円形・隋円形・長方形の三種類を、色はそれぞれ紅・青・黒と定めていた。

こうして、企業整備第一号は県内輸移出業者を株式会社協和製薬会社に吸収統合する形で実施され、一九四三年（昭和一八）八月二七日には新生会社として株式会社協和製薬会社が設立された。したがって同社にとっては再スタートということとなった。その後、翌年の二月末までに残りの九社がそれぞれ設立されることとなるが、この間、大和売薬工業組合の組合数は四五三社から四六二社へと九社も増加しており、脱退したのは一社のみとなっている。

共助施設

いよいよ新会社設立に向けて動き出した発起人会は、売薬営業整備委員会との合同会議を設け売薬営業整備にあたって生じる転廃業者の共助施設について協議に入った。この共助施設とは、転廃業をおこなう中小商工業者に対して、相互共助の精神にもとづき、転廃業者のために資産の引き取り、金銭の給付などがおこなえるように国民厚生金庫が組合等同業者団体にその共助施設に要する資金（共助資金）の貸し付けをおこなう制度である。したがって以後の委員会の中心議題は共助施設に移って行くこととなったのである。

二月二七日午後一時から大和売薬工業組合事務所で開催された整備委員と新会社設立発起人代表とによる協議会では、共助金と実績査定について、新会社の定款などが審議された。共助施設要綱によれば以下のようである。まず、

生産者の年間生産額（定価による）一万円以上の業者の資産については評価委員で、「これを査定した価格に拠る」ととし、年間生産額が一万円以下の業者の資産については各個別評価によらず「一律に三百円とする」と定められていた。この規定が俗に「天びん棒一本で三百円」といわれるもののゆえんである。原料・薬品・包装材などは原則として新企業体で引き取ることとし、手持商品は原則として売薬配給統制会社もしくは卸機関または新企業体で引き取り、その引き取り価格は従来の実販売価格とすること、実績権・免許権それに商標権などについては新企業体にて引き継ぐこととなっていた。

共助金の算定については直近三年間（昭和一四〜一六年）の平均定価販売高を基とし、本舗売薬については〇・六以内、配置売薬については〇・四五以内の率を掛けることと定められており、この係数については定められた範囲内であれば、それぞれ地方の実情にあわせて適当に変更することが可能とされていた。

共助施設 共助施設についてさまざま議論が高まり、委員会にとっても判断しきれない諸問題はますます多くの取扱いく、そのため代表団を厚生省などに派遣し、その疑問点について直接指示を得ることとし、売薬整備委員会からは増田弥内副委員長が、本県からは後藤技師・堀内技手の三人が昭和一八年三月二日から四月一日まで厚生省などに出向き売薬営業整備にかかる諸問題について担当者の指示を仰ぐこととなった。

増田が記録していたメモによると以下のようである。昭和一八年三月一七日付衛乙発第二六号通牒（厚生省衛生局長及び
商工省企業局長名に
よる地方
長官宛）が示している「転廃業者に対する共助金の交付率が、イ完全に廃業したるもの百％、ロ新企業体の単なる株主となりたるもの九〇％以内、ハ新企業体に出資し、新企業体の重役又は従業員となりたるもの三〇％以内」と示されているが、取り扱いはどうしたものかという質問に対して、その数字は「最大限度を示したもので、その範囲におい

て各府県の実情に則して方針を樹てられたい……詳細に規定すべき筈だったが各府県の実情よりして大体を示したもののなり」ということであった。たとえば「九〇%を六〇%や五〇%としてもそれは基準内である」との答えを得ている。この質問の背景はおそらく完全廃業者一〇〇%と新企業体への単なる出資者九〇%という交付率があまりにも公平を欠くという議論であったのであろう。つぎに新企業体の重役と従業員のことについて「奈良県の整備の実情は、大阪や東京のように母体企業が有るのではなく、地区ごとの統合に依るものであるため実情と副ないものがある」と重ねて質問しているが、これに対する回答も「示されたる範囲に於て実情に則してやれば良い」ということであつた。つまり奈良県の企業整備は規模の大きな製造工場を有する会社の設立ではなく、地区単位を統合する機関としての会社設立を想定していたため共助施設要綱や通牒の主旨に副いにくいということであつた。

一九四三年（昭和一八）六月三日午前一〇時から開催された会社設立発起人代表者会議の席上で玉木技師は企業整備を急がねばならない理由として「原料の配給については新設会社に対して行い、整備未完の府県へは配給が停止されることになる。当面は甲（整備完了）、乙（書類作成し厚生省に申請中のもの）、丙（県内に於て計画中のもの）の三段階に区分される」ことになるので可能な限り急がねばならないと指摘している。つづいて堀内技師は現時点の企業整備の未了府県として「埼玉・東京・神奈川・石川・静岡・京都・大阪・奈良・和歌山・山口・香川・愛媛・福岡・大分・鹿児島・沖縄」であると報告している。